

- 第 2 4 完成検査前検査
- 第 2 5 完成検査
- 第 2 6 保安検査
- 第 2 7 完成検査済証の再交付
- 第 2 8 保安検査の時期変更
- 第 2 9 漏れの点検期間延長
- 第 3 0 設置又は変更許可申請書の  
添付書類及び編纂順序

## 第 2 4 完成検査前検査（法第 1 1 条の 2 第 1 項）

- 1 溶接部及び基礎・地盤検査については、許可内容どおり施工、完成され、それぞれの工事工程ごとに法第 1 0 条第 4 項の技術上の基準に適合していること。
- 2 水張又は水圧検査については、漏れ、変形がないこと。ただし、危政令第 8 条の 2 の 2 による場合は、法第 1 0 条第 4 項の技術上の基準に適合していること。
- 3 海外で製作された装置等で危政令第 9 条第 1 項第 2 0 号のタンクに該当し、かつ、取り付け状態等から水張検査及び水圧検査が困難な場合は、当該完成検査前検査の申請書に、海外の公正かつ中立な検査機関の検査報告書を添付させ、当該添付図書との相違を確認することをもって、完成検査前検査に代えることができる。この場合も法第 1 0 条第 4 項の基準については適合していること。

### 海外における検査機関の例

- Lloyd' s Register （ロイズ・レジスター [イギリス]）
- Germanisher Lloyd （ジャーマニッシャー・ロイド [ドイツ]）
- UL （ユー・エル [アメリカ]）  
(Underwriters Laboratories Inc.)
- SGS （エス・ジー・エス [スイス]）  
(Societe Generale de Seveilance)
- TÜV （テュフ [ドイツ]）  
(Technischer Überwachungs-Verein Rheinland E.V. ラインランド技術検査協会)
- BV （ビューロ・ベリタス [フランス]）  
(Bureau Veritas)

## 第 2 5 完成検査（法第 1 1 条第 5 項）

許可内容どおり、施工され完成していること。

なお、変更許可の場合は、当該変更許可に関わる部分が許可内容どおり、施工され完成されていること。

## 第26 保安検査（法第14条の3第1項・第2項）

### 1 検査

法第10条第4項の技術上の基準に適合していること。

### 2 内容

自主検査による、次の資料を確認する。

- (1) 底板の溶接線を試験した結果
- (2) 板厚を測定した記録
- (3) タンク板の経過年数に関する資料
- (4) タンクの沈下量と経年に相応した沈下量を測定した記録
- (5) すみ角部の角度を測定した記録
- (6) 底部の不陸及び凹凸状況を検査した記録

## 第27 完成検査済証の再交付（危政令第8条第4項）

- 1 完成検査済証の交付を受けている者が、当該完成検査済証を亡失、滅失、汚損又は破損した場合であること。
- 2 亡失、滅失、汚損又は破損した理由を明確にするよう指導する。

## 第28 保安検査の時期変更（危政令第8条の4第2項）

- 1 保安検査時期の変更ができる場合は、危省令第62条の2に規定されている事由であること。
- 2 所有者等の判断により、当該特定屋外タンク貯蔵所の保安管理の必要が生じた場合は、危省令第62条の2第2号に該当するものであること。
- 3 貯蔵し又は取り扱う危険物の種類を変更する必要がある場合は、危省令第62条の2第4号に該当するものであること。

## 第 2 9 漏れの点検期間延長

規省令第 6 2 条の 5 の 2 第 2 項ただし書き及び規省令第 6 2 条の 5 の 3 第 2 項ただし書きの規定による漏れの点検期間延長に係る申請において、危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める要件は次のとおりとすること。

- 1 危険物が清掃等により完全に撤去されていること。
- 2 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。

## 第30 設置又は変更許可申請書の添付書類及び編纂順序

### 1 設置又は変更許可申請書の添付書類及び編纂順序

- (1) 設置又は変更の許可申請に係る図書の製本は、概ね次に定める順序に従い編纂するものとする。
  - ア 設置又は変更の許可申請書
  - イ 構造設備明細書
    - (ア) 製造所別
    - (イ) 20号タンク（屋外、屋内及び地下タンク）
    - (ウ) 給油取扱所の専用タンク
  - ウ 工事計画書及び工事工程表
  - エ 委任状
  - オ 承諾書等の写し
  - カ 危険物等データベース登録確認書又は確認試験結果報告書の写し（特異な危険物でその代表的なものに限る。）
  - キ 計算書
  - ク 機器リスト
  - ケ 工程説明書（製造（取扱）設備の概要）
  - コ フロー図
  - サ 付近見取図
  - シ 建築物その他の工作物（架構含む。）の配置図
  - ス 機器等の配置図
  - セ 構造図
    - (ア) 建築物、架構、防火塀、隔離等
    - (イ) タンク類
    - (ウ) 塔槽類
    - (エ) 熱交換器類
    - (オ) ポンプ類
    - (カ) その他設備（機械類、安全装置及び計装機器等）
    - (キ) 基礎、架台及び配管ラック
    - (ク) 防油堤
    - (ケ) その他
  - ソ 設備図
    - (ア) 排水設備図
    - (イ) 換気、排出設備図
    - (ウ) 電気設備図（計装設備を除く。）

- (エ) 接地設備図
- (オ) 避雷設備図
- (カ) 消火設備図
- (キ) 警報設備図
- (ク) 避難設備図
- (ケ) 計装設備図
- (コ) その他
- タ 配管図
- チ 緊急時対策に係る機械器具その他設備

## 2 申請書等の作成に関する留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 図書は、原則としてJIS A4とし、左綴りとする。ただし、A4を超える図書を添付する場合には、A4に折りたたむこと。
- (2) 図書の主要な部分には、図書の表題名を記載すること。
- (3) 製造所又は一般取扱所において、20号タンクを設置又は変更する場合は、危省令に定める屋外タンク貯蔵所構造設備明細書、屋内タンク貯蔵所構造設備明細書、又は地下タンク貯蔵所構造設備明細書のいずれかを添付すること。
- (4) 給油取扱所又は一般取扱所において、地下専用タンクを設置又は変更する場合は、危省令に定める地下タンク貯蔵所構造設備明細書を添付すること。
- (5) 設置者と申請者が異なる時（代理人申請時）は、当該申請に係る権限を委任する旨を証する書面（委任状）を添えなければならない。
- (6) 計算書は、原則として計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとし、次のうち必要なものを添付すること。
  - ア 製造所等の貯蔵又は取扱量の算定書
  - イ タンク容量計算書
  - ウ 防油堤容量計算書
  - エ その他必要な計算書
- (7) 付近見取図には、製造所等と周囲の保安対象物件の状況を示すこと。
- (8) 建築物その他の工作物（架構含む。）の配置図については、次のとおりとする。
  - ア 製造所等の位置、建築物その他の工作物の位置、敷地内の高圧ガス施設等の保安対象物件までの距離及び保有空地等審査に必要な数値を記載した周囲の状況図とすること。
  - イ 建築物又は架構を設置・変更するときは、延焼のおそれのある範囲を図示すること。
  - ウ 危政令第9条の第1項第2号のただし書き、危政令第10条第3項、危政令第12条第2項、危政令第17条第2項、危政令第18条及び危政令第19条第2項の適用を受ける製造所等で製造所等の用に供する部分以外の建築物がある場合にあっては、製造所等の用に供する部分以外の部分の構造及び用途を明示すること。
  - エ 屋外タンク貯蔵所については、上記アの他、敷地内距離、タンクと防油堤間距離、タンク間距離、ポンプ間距離及び周囲の道路（タンクに面する空地）を明示すること。屋外20号

タンクにあつては、タンクと防油堤間の距離を明示すること。

オ 屋外タンク貯蔵所については、タンク専用室の壁とタンク間の距離（2以上のタンクを設置する場合は、タンク相互間の距離を含む）を、専用棟以外に設置する場合にあつては、建築物内におけるタンク専用室の位置を明示すること。屋内にある20号タンクにあつては、壁体までの距離を明示すること。

カ 地下タンク貯蔵所については、隣接建築物又は工作物等の基礎からの距離及び2以上のタンクを設置する場合は、タンク相互間の距離を明示すること。

キ 給油取扱所については、次のことを明示すること。

(ア) 隣接する道路の幅員及び周囲の状況

(イ) 事務所その他取扱所の業務を行うについて必要な建築物及びキャノピーの概要図、固定給油・注油設備からの延焼のおそれのある建築物等の状況

(ウ) 給油空地、注油空地、固定給油・注油設備及び附帯設備の位置の状況

ク 標識、掲示板の設置位置を記載すること。

(9) 機器等の配置図は、製造所等の機器等の配置が記載された配置図とすること。なお、製造所等に階層がある場合は、階層ごとの平面図とすること。

(10) 構造図については、次のとおりとする。

ア 建築物、架構、防火塀、隔壁等

(ア) 平面図、立面図及び断面図、建築物にあつては面積表を添付し、主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根等）の材質等を明示すること。

(イ) 矩計図、仕上表、建具伏及び建具表を添付し、窓及び出入口については、位置、寸法、構造等を記載すること。

(ウ) 防火塀、隔壁等にあつては構造図を添付すること。

イ タンク類

(ア) タンク共通

a 平面図、立面図及び詳細図に、タンクの本体にあつては、寸法、板厚、材質、溶接方法、及び口径等を、附属品にあつては、材質、寸法及び取付方法等を明示すること。

b 常圧タンクの通気管は、引火防止措置を明示すること。

(イ) 屋外貯蔵タンク（屋外20号タンク含む。）

a 放爆構造をを明記すること。

b 支柱の構造（耐火性能等）を記載すること。

(ウ) 地下貯蔵タンク（給油取扱所及び一般取扱所の専用タンク等を含む。）

a 基礎及びタンク室の構造を明示すること。

b タンク室を設けない地下タンクにあつては、タンク埋設図にタンク基礎、支柱及び上蓋の配筋状況並びにタンクバンド、アンカーボルト及び防食施工方法等を明示すること。また、支柱にあつては、その太さ及び使用する主筋の断面積計算を付記すること。

ウ ポンプ類は、その能力（揚程、仕事量）、寸法、形式及び取付方法等を明示すること。

エ 防油堤

(ア) 容量計算を前提とした寸法を明示した平面図、断面図を添付すること。

- (イ) RC造の防油堤は、配筋状況を明示すること。
  - (ウ) RC造防油堤の増設等にあつては、既設防油堤の鉄筋等との接合方法について明示すること。
  - (エ) 防油堤において目地、階段等を有する場合は、その構造を明示すること。また、防油堤に配管を貫通させる場合には、その保護措置を明示すること。
- (11) 設備図については、次のとおりとする。
- ア 換気、排出設備図には、建築物に係る換気設備、強制排出設備等の位置及び構造を明示すること。
  - イ 避雷設備図には、避雷設備の概要及び対象物が受雷部システムにより包含されている状況図（平面図及び立面図）並びに引き下げ導線システムの敷地状況、接地システム等の状況等を記載したものとする。
  - ウ 消火設備図
    - (ア) 消火系統図
      - 他の製造所等と共用する場合は、その範囲を明示すること。
    - (イ) 配置図
      - 有効包含範囲を明示すること。ただし、第1種及び第3種の移動式消火設備にあつては、有効包含範囲のほか防護対象物までの水平距離、加圧送水装置及び原液タンクにあつては、防護対象物までの水平距離をそれぞれ明示すること。
    - (ウ) 断面図
      - 第2種消火設備及び第3種消火設備（移動式を除く。）にあつては、取り付け位置を明示すること。
    - (エ) 構造図
      - 原液タンク、阿波混合器、加圧送水装置、消火栓及び非常電源等の構造を明示すること。
    - (オ) 配管図
      - 材質、口径、敷設状況（レベル、配管支持物等）を明示すること。
    - (カ) 設備図
      - 非常電源用の電気配線を明示すること。
  - エ 警報設備図
    - (ア) 自動火災報知設備は、平面図、配線系統図及び機器構造図等（発信機、ベル等の包含範囲の明示を含む。）の設計書を添付すること。
    - (イ) (ア)以外の警報設備は、配置図又は設備図に位置、機能及び防爆構造の種類を記載することにより別途構造図の添付は要さない。
- (12) 配管図については、次のとおりとする。
- ア 配管図には、製造所等の配管の範囲、材質、口径及び敷設状況（レベル等）を明示すること。
  - イ 地上配管は、配管ルートを配管図等に記載すること。なお、敷設断面、配管支持物（耐火措置を含む。）等については、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を配置図等に記載すること。

ウ 地下配管は、配管ルートを配管図等に記載すること。なお、埋設断面、防護構造、腐食防止措置（電気防食措置の場合にあっては、位置及び構造）は、一定箇所ごとの断面、敷地状況を配置図等に記載すること。

エ 電気防食を行う配管は、電気防食に関する施工方法及び計算書を添付すること。

オ 配管に可とう継手を設ける場合は、可とう継手の位置を配管図等に明示すること。